

警報発表時及び地震発生時の登下校について（改訂版）

※令和 8 年 5 月 2 9 日（5 月 2 8 日午後より順次システム変更）より、気象庁の防災気象情報の発表基準が変わります。それに伴い学校の警報発表時の登下校についての基準の見直しを行いました。5 月 2 9 日より、警報発表時の登下校については、このプリントを参照してください。

※以前からの変更点

☆警報発表時の臨時休業判断の時刻が、**午前 8 時**となりました。

☆対象になる警報が「**大雨警報**」（レベル 3）※・**土砂災害警報**（レベル 3）※・「**暴風警報**」・「**大雪警報**」が発表された場合

※警戒レベル 3 以上はすべて含む。に変更されました。

1. 登校時に和歌山市に「**大雨警報**」（レベル 3）※・**土砂災害警報**（レベル 3）※・「**暴風警報**」・「**大雪警報**」が発表された場合。
- ※警戒レベル 3 以上はすべて含む。

時刻	登校について	給食
午前 6 時 現在 警報発表中	自宅待機 させてください。	中止 します。
登校時 警報発表中		
午前 8 時 までに 警報解除	通学路の安全を確かめたうえで 登校 させてください。	中止 します。 （午前中授業の後下校）
午前 8 時 現在 警報発表中	臨時休業 とします。 家の外に出ない等安全に注意させて過ごすようにさせてください。	

* 台風が発生し、その進路によって四国・近畿地方に接近または上陸の恐れがある場合には、前日に給食の中止が決定される場合があります。

2. 登校後に和歌山市に「**大雨警報**」（レベル 3）※・**土砂災害警報**（レベル 3）※・「**暴風警報**」・「**大雪警報**」が発表された場合。
- ※警戒レベル 3 以上はすべて含む。
- ① 学校で状況を判断し、様子を見て下校させます。
- ② 地区別集団下校で教職員引率のもとに下校させます。（学校から送付する LINE に「既読」がつかない場合、学校待機とします。）
- ③ 待機児童として連絡いただいている児童は、学校で待機させますので、迎えに来てください。
- ④ 危険警報（レベル 4）・特別警報（レベル 5）発表時は、全員学校待機となります。
- ※学校から送付する LINE を確認していただくようご協力よろしくお願いします。

3. 震度 5 弱以上の地震が発生した場合

- ① 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、**臨時休業**になります。また震度に関係なく、**津波警報**や**大津波警報**が発表される等、危険が予測される場合も**臨時休業**になります。
- ② 登校時に地震が発生した場合、震度に関係なく津波・火災等の危険が予測される場合、児童を安全な場所に避難誘導し、情報収集の上で状況を判断し、待機または様子を見て下校させます。
- ③ 地区別集団下校で教職員引率のもとに下校させます。
- ④ 待機児童として連絡いただいている児童は、学校で待機させますので、迎えに来てください。

4. 避難勧告、避難指示により**学校**が**避難所**となる場合

- ① **学校**が**避難所**となる場合は、**臨時休業**となります。
- ※上記 2・3・4 および給食中止の連絡は、LINE スクール連絡帳にてお知らせいたします。

5. その他

- ① 注意報がでているときは、授業があります。注意して登校させてください。
- ② 登下校で危険なところがありましたら学校〔4 3 6－0 6 7 1〕までお知らせください。

電話のそばなど、よく目につくところに掲示しておいてください。